

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年6月1日現在 二子薬局 都筑店

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	－	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超&上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超&集中度85%超 ハ) 月1,800回超&集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一グループの保険薬局の集中度を算定する	29点
③ 調剤基本料 3	－	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・ 月3.5万回超～4万回以下&集中度95%超 ・ 月4万回超～40万回以下&集中度85%超 ・ 月3.5万回超&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・ 月40万回超(または 300店舗以上)&集中度85%超 ・ 月40万回超(または 300店舗以上) &特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料A	－	保険医療機関と特別な関係(同一敷地内)&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目(一部を除く)は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料B	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）	○	1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1		後発医薬品の調剤数量が80%以上	21点
後発医薬品調剤体制加算 2	○	後発医薬品の調剤数量が85%以上	28点
後発医薬品調剤体制加算 3		後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料	15点
在宅薬学総合体制加算2	－	同加算1の算定要件、①医療用麻薬(注射薬含)の備蓄&無菌製剤処理体制または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証30%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬	○	1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬	○		21点
浸煎薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～28日分 190点+10点/1日分 29日分以上 400点
注射薬	○		26点
外用薬	○	1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服点滴剤	○	1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	－	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（6歳未満 137点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む)	79点（6歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合(")または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	○	1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）	○	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I&A剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）	○	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I&A剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）	○	1調剤につき	
錠剤、トーチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算	○	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	○	基礎額＝調剤基本料(加算含)＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%(時間外)、 140%(休日)、200%(深夜)
夜間・休日等加算	○	処方箋受付1回につき	40点